

市立池田病院告示第1号

市立池田病院制限付一般競争入札を下記のとおり執行するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月30日

池田市 病院事業管理者 福島公明

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 市立池田病院 ガス吸収式冷温水機更新工事
- (2) 工 事 場 所 池田市城南3丁目1番18号
- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から令和3年8月31日まで
- (4) 工 事 種 別 管工事
- (5) 工 事 概 要  
ガス吸収式冷温水機 更新工事  
・型式 ガス焚節電高期間効率型 2台  
・冷凍能力 320USRT 加熱能力 810,000kcal/h  
冷却塔 更新工事  
・超低騒音型 丸型 2台  
・冷却能力 78,000kcal/h  
冷温水ポンプ 更新工事  
・片吸込渦巻型 13台
- (6) 施 工 方 法 単体施工
- (7) 入 札 予 定 価 格 設定し、事後公表する。
- (8) 入 札 最 低 制 限 価 格 設定し、事後公表する。

## 2. 入札参加資格要件に関する事項

(1) 入札参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 令和元・2年度池田市入札参加有資格者（管工事）であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の管工事の総合評定値（直近）が800点以上であること。
- ③ 平成22年度以降に工事請負契約1件の請負金額が2億円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上であって、本工事と同種の元請施工実績を有していること。  
なお、池田市域内に本店又は支店を有する者は、前段にかかわらず、本工事と同種の元請施工実績を有していること。
- ④ 本工事に現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。
- ⑤ 建設業法第15条に規定する管工事に係る特定建設業の許可を有していること。

(2) 次に掲げる者は、制限付一般競争入札に参加できない。

- ① 施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 本工事の公告の日から入札の開札日までの間において、池田市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びこれらの関連法令により規定されている反社会的団体員である暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営する建設業者及びこれに準ずる者
- ⑤ 申請書類及び入札書並びに工事費内訳書を提出期限までに提出しなかった者
- ⑥ 社会保険に加入していない者
- ⑦ その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないと認められる者

## 3. 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる申請書類（以下「申請書等」という。）を提出し、池田市の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 入札参加資格審査申請書（様式1）
- ② 入札参加資格審査申請書受付票（様式2）
- ③ 入札参加資格審査調書（様式3）
- ④ 工事施工実績調書（様式4）
- ⑤ 配置予定技術者等の調書（様式5）
- ⑥ 経営事項審査結果通知書の写し（直近）
- ⑦ 管工事に係る特定建設業の許可証明書の写し

(2) 申請書等は、入札参加資格審査申請書提出期限までに提出場所に持参し提出しなければ

ばならない。

- (3) 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とし、池田市指名停止措置要綱に基づき処分する場合がある。
- (5) 提出された申請書等は返却しない。

#### 4. 申請書等及び設計図書の交付に関する事項

申請書等の提出書類（3.（1）①～⑤に限る。）、7.（1）工事費内訳書、9.

- (1) 設計図書等に関する質問書及び設計図書等（CD（特記仕様書、図面）、PDFデータ）は、有料（1部5,000円）で交付する。なお、有料で交付する書類については、4.③の交付場所での閲覧が可能である。

##### ① 購入方法

購入代金を市立池田病院事務局管理課に納入し購入する。

- ② 交付期間 令和2年10月30日から令和2年11月13日まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

- ③ 交付場所 池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 事務局管理課（本館2階）

#### 5. 申請書等の提出書類に関する事項

- ① 提出期間 令和2年10月30日から令和2年11月13日まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

- ② 提出場所 池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 事務局管理課（本館2階）

- ③ 提出方法 持参によるものとする。

- ④ 申請書等の提出書類は、A4版ファイルに綴じ、表紙に工事名及び会社名を記載し、提出すること。ただし、市立池田病院建設工事入札要項及び入札書並びに工事費内訳書はファイル綴じせず入札日に提出すること。

- ⑤ 提出書類に不備が無いか確認すること。また、提出後の書類の追加又は差し替えは認めない。

#### 6. 入札書に関する事項

入札書には、次に定める規定に従い必要事項を記載すること。

- ① 入札書は、ボールペン又はペン等で記入すること。
- ② 入札書の日付は、12. に規定する入札の日を記載すること。
- ③ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10（取引に係る消費税及び地方消費税の額）に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、

入札書に記載する金額は100分の10に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

- ④ 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、金額の前枠に¥の字を記載すること。
- ⑤ 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、氏名、金額の訂正は認めない。
- ⑥ 入札書には、入札（開札）日、会社住所、会社名、代表者氏名（本社から委任された者については受任者）、入札金額を記載し、使用印鑑として池田市に届出をした印鑑を押印すること。
- ⑦ 入札は、本人（法人の場合は代表者）が出席し、入札書に記名、押印の上、入札するものとする。ただし、やむを得ない場合は代理人を定め委任状を提出の上、入札書に本人（法人の場合は代表者）と代理人氏名を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- ⑧ ⑦のただし書による委任状の提出がないときは失格とする。また代理人が本人（法人の場合は代表者）の印鑑を持参し、その印鑑により入札することは一切認めない。なお、委任状の様式は自由であるが、委任者は届け出た使用印鑑を押印し、受任者の氏名、使用印鑑を記入及び押印すること。
- ⑨ 入札を辞退するときは、入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者に直接持参するか郵送するものとする。入札中にあっては、入札書の金額欄に「辞退」の旨を記載して提出するものとする。なお、入札を辞退したことを理由として以後の指名等に不利益な取扱を受けるものではない。

## 7. 工事費内訳書に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札に際し入札書に記載する入札価格に対応した工事費内訳書（様式7）を提出しなければならない。ただし、14.（4）に規定する再入札の場合はこの限りでない。
- (2) 工事費内訳書には、会社名、代表者名（本社から委任された者については受任者）を記載し、使用印鑑として池田市に届出をした印鑑を押印すること。

## 8. 入札参加資格審査及び参加業者の決定

入札参加者の決定は、申請書等の提出書類により審査し、その結果を令和2年11月19日午後5時までにFAXにて通知するものとする。また、不適格業者に対しては、不適格理由を付してFAXにて通知するものとする。

## 9. 設計図書等に関する質問事項

- (1) 設計図書等に関する質問事項がある場合は、次のとおり設計図書等に関する質問書（様式6）により提出すること。

- ① 提出期間 令和2年10月30日から令和2年11月13日まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

② 提出場所 〒563-8510 池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 事務局管理課（本館2階）

③ 提出方法 持参又は郵送によるものとする。

(2) 質問に対する回答は、令和2年11月20日から市立池田病院ホームページへの掲載により行う。

10. 入札保証金  
免除とする。

11. 契約条項等を示す期間及び場所

市立池田病院建設工事入札要項、設計図書等、契約書（案）等を以下の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

① 閲覧期間 令和2年10月30日から令和2年11月13日まで

② 閲覧場所 池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 事務局管理課（本館2階）

12. 入札日時及び場所

① 入札日時 令和2年12月14日 午前10時00分

② 入札場所 池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 会議室3（東館2階）

13. 最低制限価格の設置

施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格で入札した場合は失格とする。

14. 入札及び落札者の決定

(1) 入札は、公告及び本工事の入札要項に規定する日時及び場所において行う。

(2) 落札者の決定は、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(3) 同一落札価格で入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内に入札者がいないときは、直ちに再入札を行う。ただし、無効又は失格となった者は再度の入札に参加することができない。なお、入札執行回数は3回を限度とする。

15. 入札の執行延期等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期又は中止若しくは取り消すことがある。

この場合、入札者が損失を受けても当院は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 16. 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当した入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 公告及び本工事の入札要項に規定する入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 指定の期日までに提出されなかった入札
- (4) 入札者の記名、押印のない入札
- (5) 同一入札について、2枚以上の入札書を提出したもの
- (6) 入札金額又は入札参加者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (7) 入札参加者の氏名、入札金額を訂正したもの及び訂正印のない削除、挿入等による入札
- (8) 工事費内訳書を提出しない者が提出した入札
- (9) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) 再度入札にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (13) 明らかに談合によると認められる入札及び池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）第79条各号のいずれかに該当する入札

#### 17. 入札心得

- (1) 入札参加者は、建設業法、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）、池田市財務規則その他関係法令及び本工事の入札要項、設計図書並びに工事請負契約書（案）その他関係書を閲覧し、なお現場熟覧のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、本工事の入札要項の各項を承諾したことを証するため、入札要項に記名、押印の上、入札時に提出すること。

#### 18. 契約の締結

- (1) 入札執行の日から、5日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 落札者は、契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなければならない。
- (3) 落札者が正当な理由がなく第1号に規定する期限までに契約を締結しないとき、契約を締結するに当たり第2号に規定する誓約書を提出しないとき又は契約を締結するに当たり、19. に規定する契約保証金に代わる公共工事履行保証証券を提出しないときは、

落札又は契約はその効力を失う。この場合には、入札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、池田市指名停止措置要綱第13条の規定に基づき、2年間の指名停止措置を科すものとする。

#### 19. 契約保証金

- (1) 契約締結期限までに、契約保証金に代わるこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。保証金額は、請負代金額の100分の30以上とする。ただし、池田市域内に本店又は支店を有する者は、100分の10以上とする。
- (2) 前号の公共工事履行保証証券による保証期間は、契約締結の日から工事目的物の引渡しを受ける日までの期間とする。瑕疵担保特約に付す保証期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年間とする。
- (3) 公共工事履行保証証券による保証は、損害保険会社1社による保証によるものとする。

#### 20. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額の40%以内とする。
- (2) 中間前金払 既に前金払を受けた工事が以下の条件をすべて満たした場合が対象であり、その割合は請負代金額の20%以内とする。
- ① 工期が4ヵ月以上にわたること。
  - ② 工期の2分の1を経過していること。
  - ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上に相当する額であること。
  - ⑤ 部分払又は工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分に係る支払の請求がされていないこと。
- (3) 上記(1)及び(2)において、複数年に係る契約となる場合は、「工期」を「当該会計年度における工事の実施期間」、「請負代金額」を「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。
- (4) 部分払 工期中2回以内（出来高の90%以内）とする。
- (5) 各年度支払限度額は、契約金額の初年度0%、最終年度100%とし、各会計年度の支払限度額及び出来高予定金額は、落札後通知する。
- (6) 残 額 工事竣工後、請求を受けた日から40日以内に支払う。
- (7) 元請人は契約を締結する前に中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。

- (8) 元請人は請負代金の支払いを受けたときに当該工事に係る下請負人がある場合は、速やかに下請代金を支払わなければならない。

#### 21. 一括下請負の禁止

元請負人は、請負った建設工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に請負わせてはならない。

#### 22. 下請負人

- (1) 元請負人が下請負契約及び建設材料等を発注する場合は、市域内業者優先に発注すること。
- (2) 下請及び建設材料等の契約を締結する際に、暴力団排除条例第8条第2項に規定する誓約書を徴収すること。

#### 23. 工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置

- (1) 本工事受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (2) 本工事受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成しその写しを発注者に提出しなければならない。
- (3) 前項の規定による場合において、建設業法第24条の7第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### 24. 公表

- (1) 入札執行の日の翌日、次に掲げる事項を公表するものとする。
- ① 申請書等を提出した者の商号又は名称
  - ② 入札参加者の商号又は名称
  - ③ 非参加業者の商号又は名称及びその理由
  - ④ 入札経過及び結果（予定価格及び最低制限価格を含む。）
  - ⑤ 落札者名及び落札金額
- (2) 公表の場所  
市立池田病院ホームページ及び市立池田病院事務局管理課（本館2階）
- (3) 公表の方法  
閲覧に供する。

#### 25. その他

- (1) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書（案）等を熟読し、地方自治法、施行令、

建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令、暴力団排除条例、池田市暴力団の排除に関する条例施行規則（平成23年池田市規則第35号）、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱、池田市財務規則及び入札要項を遵守すること。

- (2) 本工事の入札及び契約に係る必要な事項は、法令、池田市財務規則その他別に定めるもののほか入札要項によるものとする。
- (3) 本工事受注者は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象となる労働者について共済証紙を購入し、建退共制度の「発注者用掛金収納書」を契約締結後1か月以内に、「共済証紙受払簿」を工事竣工後速やかに、提出しなければならない。
- (4) 本工事受注者は、設計図書等に定めるところにより、建設工事保険、火災保険、賠償（一般）責任保険等に参加し、当該証券又はこれに代わるものを工事着手後5日以内に提出しなければならない。
- (5) 入札者は、入札後、公告等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (6) 申請書等及び入札に関する問合せ先  
池田市城南3丁目1番18号  
市立池田病院 事務局管理課（本館2階）  
電 話 （072）754-6364（直通）